

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務
③システムの名称	・国民年金システム ・可搬型窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課保険年金係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部市民課保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[○] 委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 生和由里子	保険年金課長 武藤伊津子	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年4月20日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年4月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 武藤伊津子	保険年金課長 原 みゆき	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保険年金課長 原 みゆき	課長	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求・請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部 総務課 電話: 0854-23-3015	総務部 総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3015	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 市民生活部 保険年金課 電話: 0854-23-3084 連絡先	市民生活部 保険年金課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・国民年金システム	・国民年金システム ・可搬型窓口装置	事後	
令和5年8月15日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部 保険年金課	市民生活部 市民課 保険年金係	事後	
令和5年8月15日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 保険年金課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	市民生活部 市民課 保険年金係 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3084	事後	
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用 ②法的上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第31項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和6年3月31日	事後	
令和6年7月10日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和6年3月31日	事後	
令和6年8月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	国民年金法に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	
令和6年8月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法的上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	
令和6年9月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金及び年金生活者支援給付金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供等の進達事務	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する事務の評価書を新たに作成し、国民年金事務からその部分を削除した。
令和6年9月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法的上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表46、128の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	年金生活者支援給付金の支給に関する事務の評価書を新たに作成し、国民年金事務からその部分を削除した。